

2021年 12月 24日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



年末一時金要求書（４）

「業務Gr. 伊東雅弘」氏名による本年12月22日付「貴組合『年末一時金要求書（３）』につきまして」と題する書面を頂きました。下記のとおり申し上げます。

記

- 1 当労組が繰り返し忠告しているのにも拘わらず、上記書面は相も変わらず、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いております。本件「2021年年末一時金」に関してその権限と責任がある筈もない「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名でのご回答ではなく貴社代表者による、会社としての誠実なご回答を重ね重ね強く求めます。
- 2 上記「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名の書面では、「団体交渉については、貴組合本年11月11日付「年末一時金要求書」1（1）記載（ただし、年俸制従業員は対象外）につき、以下の条件でお受けします。」と述べておられます。これまで貴社は、本年11月16日付「年末一時金要求書につきまして」と題する書面で「年末賞与支給の予定はありません」と述べられ、同12月6日付「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名の「貴組合『年末一時金要求書（２）』につきまして」と題する書面でも「11月16日付」「記載のとおり」と述べ

られています。当労組は当然、上記回答には承服できないため、本年11月24日付「年末一時金要求書（2）」及び同12月15日付「年末一時金要求書（3）」で誠実且つ真面目にご検討の上、要求に沿った積極的な有額回答を求めたところであります。

当労組は、貴社上記書面が「有額回答はしないが、不当労働行為を問われな
いためのみの目的で団体交渉には応ずる」との趣旨であれば意味がないと考
えるところ、有額回答が示される、或いは、賃金引き上げや一時金が支給できる
条件作りの展望が切り開かれるというのであれば、その意義を否定するもので
はありません。

今のような労使関係が続けているなら、益々新たな展望は遠ざかるだけと考
えています。貴社ご提案の団体交渉が無駄にならない保障を示されるよう求め
ます。

- 3 団体交渉議題につきましては、年末一時金以外に、兼ねてから山積している
要求事項の中でも喫緊課題である、①退職者に伴う引継ぎに関する要求（当労
組本年11月19日付「団体交渉開催要求書」、同11月30日付「団体交渉
開催要求書（2）」、同12月9日付「団体交渉開催要求書（3）」）、②3
6協定締結に関する要求（当労組本年3月29日付「『36協定』締結につい
て（2）」、同4月6日付「『36協定』締結について（3）」を追加議題と
して要求致します。
- 4 開催日時について、本年12月27日（月）は差し支えがある為、翌同年1
2月28日（火）での開催を求めます。また、時間については当労組と致しま
しても長時間を望むものではありませんが、上記議題が解決するまでの速やか
な協議を求めます。尚、これまでの貴社の常套手段である「タイムアウト」を
狙っての協議を打ち切ることをしないよう強く求めるものであります。
- 5 本件団体交渉を開催するに先立ち、年末一時金の有額回答を本年12月27
日（月）17時30分までに当労組分会宛為されるよう求めます。実のある団
体交渉となるよう期待を込めて応じる用意を致します。
- 6 団体交渉開催について以下の通り改めて申し上げます。

開催日時：2021年12月28日（火）

開催場所：名古屋笠寺ホテル 第2会議室（今回に限る）

開始時間：18時30分より

参加人数：当労組10名程度

議題

- （1）年末一時金についての要求
- （2）退職者に伴う引継ぎに関する要求
- （3）36協定締結に関する要求

以 上